

# 第6章

## 安心して暮らせる安全で快適なまち

### ● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
水洗化率	96.6%	98.0%	100.0%
下水道人口普及率	99.4%	99.8%	100.0%
地元団体への公園管理委託率	80.3%	79.6%	83.8%
自主防災組織設立地域数	39隊 (会)	44隊(会)	49隊 (会)
刑法犯認知件数	1,889件/年	*1,023件/年	現状値より 低い数値
高齢者の交通事故発生比率	0.64%	*0.70%	0.53%

※については、平成23年12月31日実績

## 第1節 住宅・住環境

### [めざす姿]

■あらゆる市民が安心して暮らせるよう、適正な水準を満たした住宅が確保されているとともに、地域特性を活かした魅力的な住環境が形成されていることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市では、平成21年に「八幡市住宅基本計画」を策定し、市営住宅の改善をはじめとする総合的な住宅施策を進めています。そのようななか、かつて人口急増をもたらした男山地域の集合住宅の老朽化や地域住民の高齢化等が進行しており、地域の活性化に向け、平成17年には地域住民による「男山地域活性化基本構想<sup>1</sup>」が策定されています。また、平成19年12月に都市再生機構から「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」が示され、男山団地は集約型再生とされました。本市では、男山地域再生に向けた取組として、関連部局によって構成する庁内検討委員会を設置し、課題の整理等を行っています。

今後、これらの計画や構想等に基づいて、既存の環境と調和が図られるよう、緑化・建築協定<sup>2</sup>や美化・緑化運動等を活用しながら、住環境の総合的な改善を図り、地域特性を活かした魅力的な住環境を形成していくことが求められます。特に、大規模な団地が立地する男山地域の再生については、住宅・住環境の整備等に向け、関係機関への積極的な働きかけを行っていく必要があります。

また、大地震の備えとして木造住宅の耐震化が必要となっており、引き続き地震に強いまちづくりのため、耐震化を促進していく必要があります。

### [施策体系]

1. 総合的な住宅対策の推進	(1) 総合的な住宅対策の推進
2. 良好な住宅の供給促進	(1) 公的住宅の整備
	(2) 良好な住宅供給の促進
3. 住環境整備の推進	(1) 市民との協働による住環境整備
	(2) 良好な住宅地の誘導
	(3) 住宅地タイプ別の住環境整備
	(4) 環境衛生対策の充実
	(5) 町界・町名地番の整理
4. 公衆浴場	(1) 市営浴場の運営
	(2) 公衆浴場の支援
5. 墓地・斎場利用	(1) 墓地・斎場の利用

1 **男山地域活性化基本構想**：第4次八幡市総合計画の策定にあたって、男山地域が有する機能と市民生活の現状を踏まえつつ、男山地域の活性化をめざして、望ましい将来像をとりまとめた構想。男山地域活性化基本構想策定委員会が市に提言。

2 **建築協定**：一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。

**【取組の内容】****1. 総合的な住宅対策の推進****(1) 総合的な住宅対策の推進**

- ・「八幡市住宅基本計画」に基づき、総合的な住宅政策を推進します。

**2. 良好な住宅の供給促進****(1) 公的住宅の整備【重点】**

- ・老朽化した木造市営住宅の集約・建替えを推進します。
- ・バリアフリー化や通信回線の整備などライフスタイルに応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善を促進します。
- ・男山地域の再生に向け、集合住宅の再整備や住環境の改善について、関係機関への積極的な働きかけを行うとともに、市民と一緒にした取組を進めます。

**(2) 良好な住宅供給の促進**

- ・地区計画<sup>3</sup>の導入や開発指導要綱の運用等により、良好な民間住宅の誘導を図ります。
- ・住宅の耐震性・防火性の強化やバリアフリー化など、住宅の質的な改善を促進します。
- ・集合住宅の再整備に向けた体制づくりを支援します。
- ・優良建築物等整備事業<sup>4</sup>など関連諸制度の取組について検討します。

**3. 住環境整備の推進****(1) 市民との協働による住環境整備【重点】**

- ・地区計画や建築協定など各種制度の活用や、美化・緑化運動、花のまちづくり推進<sup>5</sup>など市民との協働により良好な住環境づくりを進めます。

**(2) 良好な住宅地の誘導**

- ・地区計画制度の活用により、良好な住宅地の誘導を図ります。

**(3) 住宅地タイプ別の住環境整備**

- ・住宅地のタイプに応じて、公園・道路等の整備や、消防施設・ごみ置き場の設置など、必要な住環境整備に努めます。

**(4) 環境衛生対策の充実**

- ・不法投棄の防止や野犬・害虫等への対応など、環境衛生対策の充実を進めます。
- ・管理不全な空家への対策を検討します。

**(5) 町界・町名地番の整理**

- ・区画の実態を踏まえた町界・町名地番の整理を進めます。

**3 地区計画**：60 ページ参照。

**4 優良建築物等整備事業**：良好な市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進するため、国が一定の要件を満たす優良な建築物等の整備を行う民間事業者等に対し、地方公共団体を通じて調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等の一部を補助する事業。

**5 花のまちづくり推進**：緑の育成・創出、生活環境の向上など、美しいまちづくりの推進を図るために、自治組織団体等に対して花の苗等を支給する取組。

4. 公衆浴場

(1) 市営浴場の運営

・市営浴場の適切な管理・運営を推進します。

(2) 公衆浴場の支援

・公衆衛生に寄与する公衆浴場を支援します。

5. 墓地・斎場利用

(1) 墓地・斎場の利用

・市営墓地の適切な管理を行います。

・広域的な施設としての斎場の利用負担軽減を継続します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の住宅・住環境事業への理解と協議等への参加</li> <li>・美化・緑化運動、花のまちづくり推進など美しいまちづくり運動への参加</li> </ul>
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・住環境事業への提言と協力</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・住環境事業への理解と協力</li> <li>・美化・緑化運動、花のまちづくり推進など美しいまちづくり運動への参加</li> <li>・男山地域の集合住宅の建替えを含む再整備</li> </ul>



地域住民によるシバザクラの植栽活動(男山竹園地区)

## 第2節 上下水道

### [めざす姿]

■上水道については、事業経営の効率化や施設等の耐震性強化により、安全な水の安定的な供給が持続的に実現できていることをめざします。下水道については、耐震性強化を含めた効率的・効果的な整備・維持管理により、快適な生活環境の形成と河川等の水質が保全されていることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市の上水道は、普及率が99.9%で、給水人口が横ばいですが、世帯数の増加等の影響により給水契約件数は増加傾向にあります。水道施設については老朽化が進行しており、安全で安定的な水道水を供給するため、老朽化対策や耐震化を計画的に進める必要があります。

下水道は人口普及率が99.8%となり、概ね整備は完了していますが、100%に向けて未整備地域への対応が求められています。また、下水道管渠の老朽化が進行しており、建設から維持管理の時代を迎えています。下水道長寿命化計画に基づき、耐震性の強化を含めた計画的な更新を進めていく必要があります。なお、平成22年度からは、経営状況の明確化等のため地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計を導入しています。

上下水道事業の経営環境については、節水機器の普及や節水意識の高まりによって水需要が減少傾向にあり、そのため収入が減少し、依然として厳しい状況が続いています。民間委託や民間的経営手法を取り入れるなどして、引き続き事業のより一層の効率化を図り、健全な事業経営を進める必要があります。

### [施策体系]

1. 水の安定供給	(1) 施設・設備の整備
	(2) 広域連携体制の強化
	(3) 水質管理の充実
2. 下水道の整備推進	(1) 施設・設備の整備
	(2) 維持管理の充実
	(3) 水洗化の促進
3. 経営の安定化	(1) 事業経営の安定化
4. 水に対する意識啓発	(1) 水週間の活用
	(2) 下水道の日の活用

**[取組の内容]**

**1. 水の安定供給**

**(1) 施設・設備の整備【重点】**

・耐震化や設備の更新を計画的に進めます。

**(2) 広域連携体制の強化**

・近隣市町との配水管等の相互連結など緊急時の広域的な相互応援体制を強化します。

**(3) 水質管理の充実**

・京都府と連携して府営水道水の水質監視を進めるとともに、自己水源である地下水の水質監視を充実します。

**2. 下水道の整備推進**

**(1) 施設・設備の整備【重点】**

・下水道長寿命化計画に基づき、耐震性の強化を含めた施設の計画的な更新を行います。

・未整備地域及び流域下水道の整備を促進します。

**(2) 維持管理の充実**

・下水道管理システムに基づき、計画的な維持管理を進めます。

**(3) 水洗化の促進**

・未水洗化世帯等への啓発を進め、水洗化を促進します。

**3. 経営の安定化**

**(1) 事業経営の安定化**

・上水道については、安全で安心できる水道水の安定供給を持続するため、水道ビジョンを策定し、経営の安定化に努めます。

・下水道については、建設から維持管理が中心となる時期を迎えたことから、計画的に事業を進め、事業の安定的で健全な経営に努めます。

・電算システムの運用により、事務の効率化を図ります。

・民間委託や民間的経営手法を取り入れるなど、事業の効率化を推進します。

**4. 水に対する意識啓発**

**(1) 水週間の活用**

・市民に向けて上水道事業についての啓発活動を進めます。

**(2) 下水道の日の活用**

・市民に向けて下水道事業についての啓発活動を進めます。

**[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]**

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道事業への理解と協力</li> <li>・適切な上下水道の利用</li> <li>・適切な使用料の負担</li> <li>・水の大切さの認識</li> </ul>
----	--

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道事業への理解と協力</li> <li>・放流水質の適切な管理</li> <li>・水洗化の早期実施</li> <li>・適切な使用料の負担</li> <li>・水の再生利用</li> </ul>
------	---

上水道の給水状況の推移

(単位：千 $m^3$ ・人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間配水量	8,096	7,994	7,920	7,942	7,909
給水人口	72,987	74,025	74,113	74,152	73,913

(資料) 水道総務課

下水道の整備状況の推移

(単位：ha・%)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
排水面積	1,077	1,094	1,103	1,110	1,110
人口普及率	99.5	99.5	99.6	99.7	99.8

(資料) 下水道課



東日本大震災発生に伴う被災地での  
本市水道職員の給水活動(岩手県)



美濃山高区配水場

## 第3節 公園・緑地・河川

### [めざす姿]

■公園が、市民や来訪者の憩いとふれあいの場、健康づくりの場として活用されているとともに、防災拠点としての機能が強化されていることをめざします。また、本市のシンボルである男山等の緑地が適切に保存され、市民に親しまれているとともに、市内の河川が安全で美しく保たれ、親水空間として市民にうるおいを与えていることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで市民スポーツ公園の整備や男山をはじめとする緑地空間の保全、大谷川（放生川）や防賀川等の河川における親水空間の整備等を通じて、来訪者や市民の憩いの場を整備してきました。平成20年度から22年度にかけて男山レクリエーションセンターのリニューアル整備を実施し、平成22年度より近隣公園への健康遊具の設置を行ってきました。今後も、公園については防災拠点としての機能強化や高齢者等の健康づくりの場としての活用が求められます。

また、平成21年度から淀川河川公園背割堤地区において「七夕まつり」を実施しています。緑地や河川については市民や来訪者から親しまれる空間となるよう、引き続き適切な保全・整備を進めていく必要があります。特に、河川については改修・改良や内水排除機能の強化など治水対策を図るとともに、三川合流部、大谷川（放生川）、木津川等の親水化や水と緑のネットワークの形成が必要です。

### [施策体系]

1. 総合的緑地対策の推進	(1) 総合的緑地対策の推進
2. 緑地の保全	(1) 緑地の保全
3. 公園の整備	(1) 公園機能の充実
	(2) 三川合流部周辺の整備
4. 河川の整備	(1) 河川の維持管理
	(2) 治水対策の推進
5. 水と緑のネットワークづくり	(1) やすらぎと潤いの回廊づくり

### [取組の内容]

#### 1. 総合的緑地対策の推進

##### (1) 総合的緑地対策の推進

・「八幡市みどりの基本計画<sup>6</sup>」に基づいて、総合的な緑地対策を進めます。

<sup>6</sup> 八幡市みどりの基本計画：快適で安全な生活環境の形成と環境にやさしいまちをめざすために、市域のみどり全般について、将来都市像や目標と施策を掲げた計画。平成11年3月策定。

## 2. 緑地の保全

### (1) 緑地の保全

- ・ 民間の開発行為等への指導を通じて緑地面積の確保に努めます。
- ・ 寺社林など、まとまった緑地空間の保全を進めます。

## 3. 公園の整備

### (1) 公園機能の充実【重点】

- ・ バリアフリー化や防災拠点としての機能、健康づくりやふれあい交流の拠点としての機能など、求められる機能を付加して公園機能の充実を図ります。

### (2) 三川合流部周辺の整備【重点】

- ・ 三川合流部について、集客力の高い公園となるようイベント等を通じたPR活動を行うとともに、船着場やトイレの整備など、必要な施設の整備について関係機関に要請します。

## 4. 河川の整備

### (1) 河川の維持管理【重点】

- ・ 汚水の流入抑制やごみの不法投棄防止等を通じて河川の水質向上や美化を進めます。

### (2) 治水対策の推進【重点】

- ・ 一級河川の堤防強化、河道整備、内水排除機能の強化、しゅんせつ<sup>7</sup>、改良など、河川の治水対策を関係機関に要請するとともに、市管理河川の日常管理に努めます。

## 5. 水と緑のネットワークづくり

### (1) やすらぎと潤いの回廊づくり【重点】

- ・ 遊歩道の整備等を通じて水辺におけるやすらぎと潤いの回廊づくりを進めます。
- ・ 放生川の水の流れの確保と親水化を促進します。

### 【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園・緑地・河川の美化</li> <li>・ 男山や緑地空間の保全への協力</li> <li>・ 「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づく美しいまちづくりへの取組</li> </ul>
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園・緑地・河川の美化と市民への啓発</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づく美しいまちづくりへの取組</li> </ul>

<sup>7</sup> しゅんせつ：河川・港湾等の水底の土砂をさらうこと。

都市公園の整備状況の推移

(単位：園・㎡)

区分 \ 年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
園数	91	92	93	94	94
面積	545,500	546,600	548,200	548,600	548,600
一人当たりの公園面積	7.41	7.38	7.40	7.40	7.42

(注) 各年4月1日現在。

(資料) まちづくり推進課



木津川・宇治川・桂川の三川合流部周辺



男山レクリエーションセンターに  
新設されたフットサルコート

近隣公園に設置された健康遊具の例



座位体前屈



平行棒

## 第4節 防災

### [めざす姿]

- 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織<sup>8</sup>の機能の向上、行政の危機管理体制の整備を通じて、「自助」「共助」「公助」のいずれの側面においても防災力が高まっていくことをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市では現在、44の自主防災組織があり、防災訓練の実施等を通じて、地域コミュニティにおける防災力の強化を図っています。また、市域及び市内住民の生命・財産等の保護を目的として平成14年に策定した「八幡市地域防災計画」に基づいて、水害時等の避難地の検討を行い、災害発生時における近隣市町及び市町村広域災害ネットワーク<sup>9</sup>や民間企業等との連携のしくみを整えるとともに、平成19年度にはハザードマップ<sup>10</sup>を作成し、防災図上訓練を実施してきました。

また、平成22年度には新防災行政無線を整備し、31カ所の公共施設等に大型スピーカーを設置して情報を一斉に伝達する方式に変更するとともに、避難所となる小中学校施設の耐震化を完了しました。その後も引き続き旧小学校体育館の耐震改修を進めるとともに、災害弱者対策として災害時要援護者台帳の整備を進めています。さらに、平成23年度にはハザードマップの改訂を行っています。

東日本大震災のケースにも見られるように、大規模な災害においては公的機関だけではすべてに対応することはできません。市民一人ひとりが災害に備える「自助」と地域コミュニティにおける「共助」そして公的機関による「公助」それぞれを向上させながら、それらの機能をうまく組み合わせて災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

### [施策体系]

1. 防災基盤の整備	(1) 災害に強いまちづくり
	(2) 防災拠点の整備
	(3) 治山治水対策の推進
2. 防災体制の強化	(1) 関係機関と連携した初動体制の強化
	(2) 広域連携体制の強化
	(3) 災害リスク情報の共有
3. 市民防災組織の拡充	(1) 防災意識の啓発
	(2) 自主防災組織の育成
4. 国民保護計画	(1) 国民保護情報の周知

8 自主防災組織：19ページ参照。

9 市町村広域災害ネットワーク：災害時の応急対策及び復旧措置等で広域連携を図るネットワーク型災害協定。平成23年度末現在、14府県にわたり本市を含む14市1町の自治体間で協定を締結。

10 ハザードマップ：地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載する取組が自治体で進んでおり、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難地、避難路等を示した被害予測図。

**[取組の内容]****1. 防災基盤の整備****(1) 災害に強いまちづくり【重点】**

- ・災害状況に応じた避難場所等の確保・整備や防災対策向上に向けた新たな取組を、市民と一体となって進めます。
- ・上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン強化や公園の防災機能強化、避難経路の確保、狭小道路の改善を図ります。
- ・防災行政無線などによる、市民への速やかな災害情報等の提供を充実します。

**(2) 防災拠点の整備**

- ・防災拠点となる施設の耐震化と機能向上を進めるとともに、防災活動の拠点となる施設の整備を進めます。

**(3) 治山治水対策の推進**

- ・土砂災害特別警戒区域など危険箇所の解消に向けた対策を検討するとともに、パトロールの強化を図り、緊急時の指導・勧告の迅速化に努めます。

**2. 防災体制の強化****(1) 関係機関と連携した初動体制の強化**

- ・災害時における情報収集・発信体制を充実させるとともに、関係機関と連携し、初動体制を強化します。

**(2) 広域連携体制の強化**

- ・自治体間の相互応援体制を強化するとともに、事業者との災害発生時における協力の協定を拡充します。

**(3) 災害リスク情報の共有**

- ・ハザードマップを活用し、市民と災害リスク情報の共有を進めます。

**3. 市民防災組織の拡充****(1) 防災意識の啓発**

- ・市民の防災意識の高揚を図るとともに、時代の変化や各地域で想定される被害に対応した防災訓練の実施や防災ボランティアの養成等に努めます。

**(2) 自主防災組織の育成【重点】**

- ・人材育成や災害弱者を守るための体制づくりなど、自主防災組織の機能向上及び全地域での設立を促進します。

**4. 国民保護計画****(1) 国民保護情報の周知**

- ・市民に対して国民保護情報を提供します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

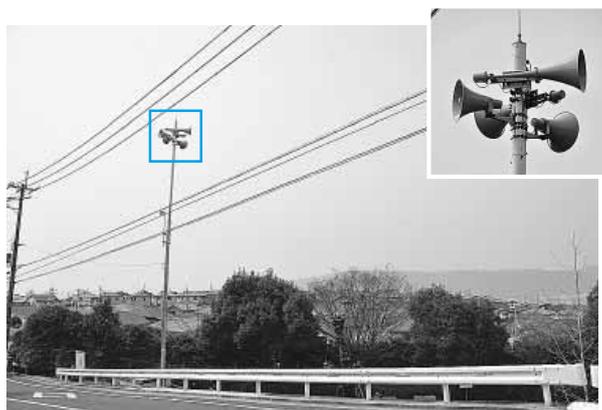
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災学習会や防災訓練への参加</li> <li>・ 自主防災組織への積極的な参画</li> <li>・ 防災ボランティアへの参加</li> <li>・ さまざまな取組を通じた、防災における地域のつながりの強化</li> </ul>
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災ボランティア活動への支援・協力</li> <li>・ 防災関連のNPOの成長</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の耐震性・耐火性の強化</li> <li>・ 緑地帯の設置</li> <li>・ 物資の供給など、協定に基づく災害時の援助</li> </ul>



東日本大震災発生に伴う被災地での  
本市消防職員の活動(岩手県)



八幡市防災ハザードマップ



市内に設置された新防災行政無線

## 第5節 防犯・交通安全

### [めざす姿]

■ 犯罪や交通事故を防ぐための設備の充実や知識の普及、情報の共有が進んでいるとともに、地域における自主的な活動が広がり、被害にあう市民の数が減少していることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市における犯罪の認知件数は徐々に減少しているものの、地域におけるつながりの希薄化等により、住民が肌で感じる治安は向上しているとはいえない状況です。本市では学校安全ボランティアによる防犯パトロールや立ち番、防犯ボランティア等の活動を実施しており、平成21年度には美濃山地区に交番が設置されました。また、交通安全については、交通事故発生総数は減少傾向にあります。高年齢者が関係する事故割合が高く、高齢化が進行するなかで一層の増加が懸念されます。また、子どもの事故や自転車事故も多くなっています。

犯罪を防止し、交通の安全を確保するためには、行政とともに地域や家庭が大きな役割を果たすことから、引き続き、地域や家庭、関係団体との連携を推進していく必要があります。

### [施策体系]

1. 防犯体制の強化	(1) 自主防犯活動の促進
	(2) 防犯設備の充実
	(3) 防犯情報の共有
2. 防犯知識の普及・啓発	(1) 防犯知識の普及・啓発
3. 交通安全の推進	(1) 交通安全啓発の強化
	(2) 交通安全施設の整備
	(3) 道路の安全対策の推進

### [取組の内容]

#### 1. 防犯体制の強化

##### (1) 自主防犯活動の促進【重点】

・「こども110番のいえ<sup>11)</sup>」や防犯パトロールなど市民参加型の自主防犯活動を促進します。

##### (2) 防犯設備の充実

・危険箇所への街路灯や防犯カメラの設置など、防犯設備の充実に努めるとともに、交番の設置やパトロールの強化を要請します。

##### (3) 防犯情報の共有

・市民との協働により、危険箇所マップの作成と有効活用を図るとともに、警察と連携して防犯情報を発信します。

11 こども110番のいえ：38ページ参照。

2. 防犯知識の普及・啓発

(1) 防犯知識の普及・啓発【重点】

- ・市民への防犯知識の普及・啓発を進めます。

3. 交通安全の推進

(1) 交通安全啓発の強化【重点】

- ・自転車などに関する交通ルールおよび交通マナーの啓発を強化するとともに、子どもや高齢者の交通安全対策を充実します。

(2) 交通安全施設の整備

- ・カーブミラー、点字ブロック等の交通安全施設を整備するとともに、信号機・横断歩道等の整備を要請します。

(3) 道路の安全対策の推進

- ・道路の安全を阻害する事象への対策・指導により、安心して歩行できる空間の確保に努めます。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動への参加</li> <li>・交通ルール及び交通マナーの遵守</li> <li>・自転車教室等への参加</li> <li>・地域コミュニティにおける防犯対策の実施</li> </ul>
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動への協力</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への安全運転教育の推進</li> <li>・事業活動の際における安全確保</li> <li>・防犯施設への協力</li> </ul>

八幡市内の交通事故の推移

(単位：件・人)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
発生件数	553	531	487	370	391
死者	1	4	1	—	2
負傷者	702	650	589	447	494

(注) 各年末現在。

(資料) 京都府警察本部「交通統計」



小学校通学路での交通安全指導



美濃山地区に新たに設置された交番

## 第6節 消防・救急

### [めざす姿]

■ 必要な資機材の整備や人材の育成、市民や事業所の防火意識の向上等を通じて、地域における防火・消防体制が充実していることをめざします。また、救急隊員の技能向上や救急の適切な利用を通じて、質の高い救急体制が保たれていることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで消防庁舎の新築移転や消防緊急通信指令システムの整備、消防資機材の充実・整備、消防車両の更新に加え、救急救命士の養成及び消防大学校専科教育の受講など、消防職員の資質の向上と人材育成を行ってきました。また、消防団や女性防火推進隊<sup>12</sup>、自主防災組織等の積極的な活動の促進など、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、消防・救急業務の充実・強化を図ってきました。さらに、住宅用火災警報器設置の義務化に伴い、防火啓発や設置普及に係る広報活動に取り組んでいます。

今後も、必要な資機材・設備の更新や人材の育成を進めるとともに、複雑多様化・大規模化する災害への対応力の強化や、増加の一途をたどる救急出動件数への対応等を進め、地域における防火体制の充実と、質の高い救急体制の確保に努めていく必要があります。また、消防・救急無線のデジタル化への対応や消防の広域化に向けた検討を行う必要があります。

### [施策体系]

1. 予防体制の充実	(1) 防火意識の高揚
	(2) 市民自主防火組織の育成
	(3) 事業所の防火体制の充実
	(4) 住宅火災予防対策の推進
	(5) 災害弱者の安全対策の推進
2. 消防体制の充実	(1) 消防力の強化
	(2) 消防団の活性化及び資質の向上
	(3) 緊急消防援助隊 <sup>13</sup> の充実
3. 救急・救助体制の充実	(1) 救急・救助活動の強化
	(2) 医療機関等との連携強化
	(3) 応急・救護体制の確立
4. 消防広域化の推進	(1) 消防広域化の検討
	(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

<sup>12</sup> 女性防火推進隊：防火思想の普及と火災予防措置の徹底を図るため、女性により構成された組織。

<sup>13</sup> 緊急消防援助隊：阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設。

**[取組の内容]****1. 予防体制の充実****(1) 防火意識の高揚**

・地域・職場・事業所等における各種行事や訓練等を通じて防火意識の高揚を図ります。

**(2) 市民自主防火組織の育成【重点】**

・女性防火推進隊や防火推進連絡会等の市民自主防火組織を育成し、地域ぐるみの自主防火活動を促進します。

**(3) 事業所の防火体制の充実**

・事業所の防火体制を充実させるため、防火査察や違反是正の強化に努めるとともに、消防用設備等の設置や管理体制の充実を促進します。

**(4) 住宅火災予防対策の推進**

・住宅火災予防対策の啓発活動を推進するとともに、消火器や住宅用火災警報器の普及を促進します。

**(5) 災害弱者の安全対策の推進**

・高齢者や障がい者等を災害から守るため、防火に関する訪問指導を行います。

**2. 消防体制の充実****(1) 消防力の強化**

・職員の知識・技術の向上や、資機材・設備の整備等を通じて消防力を強化します。

**(2) 消防団の活性化及び資質の向上**

・消防団への入団促進や、団員の資質の向上、装備の充実等を通じて、消防団の活性化及び資質の向上を図ります。

**(3) 緊急消防援助隊の充実**

・関係車両の整備及び資機材等の充実・強化や隊員の育成、出動体制の確立など、大規模災害に対応できる緊急消防援助隊の充実を図ります。

**3. 救急・救助体制の充実****(1) 救急・救助活動の強化**

・隊員の知識・技術の向上や資機材等の整備を通じて救急・救助活動を強化します。

**(2) 医療機関等との連携強化**

・メディカルコントロール体制<sup>14</sup>の充実、市内救急搬送病院との連携強化等を通じて救命率の向上に努めます。

**(3) 応急・救護体制の確立**

・市内の主な施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用方法も含め、市民に対する講習会の実施等を通じた地域における応急・救護体制の確立を図ります。

**4. 消防広域化の推進****(1) 消防広域化の検討【重点】**

・消防広域化に向けた検討を進めるための会議に参加し、検討を進めます。

<sup>14</sup> **メディカルコントロール体制**：救急現場から医療機関までの間において、救急救命士が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示または指導・助言及び検証してそれらの医療行為の質を保証すること。

(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

- ・消防救急無線のデジタル化に向けた検討を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防に関する講習会や訓練への参加</li> <li>・消防団、女性防火推進隊、自主防災組織、防火推進連絡会等の団体活動への参加</li> <li>・救急・救命に関する講習会への参加</li> <li>・住宅用火災警報器の設置など防火対策の推進</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所による自衛消防隊の組織化と機能の充実</li> <li>・事業所における防火訓練の実施</li> </ul>

火災発生件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
発生件数	25	14	18	18	11

救急出動件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
出動件数	3,156	3,063	3,276	3,417	3,615

(注) 各年末現在。

(資料) 消防本部



更新された30m級はしご付消防自動車



消防団による訓練



女性防火推進隊による高齢者宅への防火訪問

## 第7節 消費生活

### [めざす姿]

- 社会経済情勢の変化に対応した情報の提供や相談体制の充実により、消費者の意識が高まり、トラブルに巻き込まれにくい環境ができていることをめざします。

### [現状と取り組むべき課題]

情報化の進展、高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢を背景として、消費生活にかかわる問題が複雑・多様化してきています。このため、国においても平成21年9月に消費者庁が設置されました。これらの問題に対応し、被害にあう人を減らし、被害を小さくしていくためには、さまざまな媒体を通じた啓発の強化や早期の情報提供に努め、消費者自身が問題の本質を正しく理解し、主体的に行動できるようになる必要があります。

また、本市ではこの間行ってきた弁護士法律相談に加え、平成22年度から司法書士による登記・多重債務・法律相談を開始するとともに、平成23年度からは月2回開催していた弁護士法律相談の開催数を月3回に拡充しました。今後も継続して弁護士など専門家による相談・支援を行っていく必要があります。

### [施策体系]

1. 消費者保護対策の推進	(1) 相談窓口機能の充実
	(2) 情報収集・提供の充実
	(3) 消費者関係団体の自主的な活動の促進

### [取組の内容]

#### 1. 消費者保護対策の推進

- (1) 相談窓口機能の充実
  - ・ 消費生活に関する相談窓口機能を充実させ、消費者保護の拡充を図ります。
- (2) 情報収集・提供の充実
  - ・ 関係機関との連携強化や情報提供の充実に努め、被害にあわない消費者の育成に向けた啓発を強化します。
- (3) 消費者関係団体の自主的な活動の促進
  - ・ 消費者関係団体の自主的な活動を支援・促進します。

### [市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 消費生活に関する正しい知識の取得
NPO等	・ 自主的な消費者保護活動の実践
事業者等	・ 適正な事業活動 ・ 情報提供等による連携強化

消費生活相談受付状況の推移

(単位：件)

年度 区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受付件数		762	595	689	510	543
受付件数上位 3品目	1位	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス
	2位	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス
	3位	商品一般	商品一般	商品一般	教養娯楽品	教養娯楽品

(資料) 生活情報センター



生活情報センター(男山中央センター内)